

育児休業の取得と保育所等の利用について

平成 27 年 10 月 29 日

津市健康福祉部 子育て推進課



育児休業取得時における兄弟の継続保育（現行）

現在、津市では、保護者が育児休業を開始するときに、保育所等を利用している子どもが3歳児クラス以上のクラスに属し、かつ保育所等の利用継続を希望する場合は、子ども・子育て支援法施行規則第1条第9号に該当するものとして支給認定を行い、保育所等を利用することができます。

● 育児休業取得時の支給認定について

[子ども・子育て支援法施行規則より抜粋]

第1条第9号 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

● 育児休業の間の保育の必要性について

[津市子ども・子育て支援法事務取扱規則より抜粋]

第7条 施行規則第1条第9号の規定により当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認める場合は、支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者が育児休業を開始する日が当該支給認定にかかる小学校就学前子どもが3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後である場合とする。

● 育児休業取得時に係る保育の支給認定及び育児休業からの復帰に伴う保育所等の優先利用の考え方について

[平成26年9月10日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より抜粋]

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

1 保育の必要性に係る事由

(2)留意事項

ウ 規則第1条第9号(育児休業取得時の継続利用)

(ア)保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。なお、休業開始前に認定こども園を利用していた2号認定子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもに係る利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取扱いとすることも考えられること。

(イ)育児休業取得前に保育所等を利用している場合で、(ア)に該当しないため、一旦保育所等を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応すること。

保護者の育児休業取得時に保育所等を継続利用しない子どもについて

育児休業からの復帰に伴い保育所等の利用申し込みをする場合の優先利用

市町村は、保育所等の利用決定について、保育所等の利用に係る優先度を踏まえて利用調整を行うとされていることから、児童の保護者の状況などに応じて配点される基本点数表と調整指数表を元に点数を付与し、その点数の合計が高い申込児童から調整を行います。

また、平成 26 年 9 月 10 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知には、一定の要件に該当する者の優先利用に関する基本的考えを示しており、ひとり親家庭や社会的養護が必要な場合に加えて、育児休業を終了した場合も含めています。

このことを踏まえ、津市では、調整指数表に社会的養護、兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合に次いで高い指数を設定しています。

保育を必要とする支給認定の要件（育児休業取得時の継続利用以外）

保護者が育児休業取得前から継続して利用している子どもが 2 歳児以下のクラスの場合や、育児休業を取得しない（できない）ため継続利用できない場合であっても、次の事由に該当する場合には保育の必要性が認定され、保育所を利用することができます。

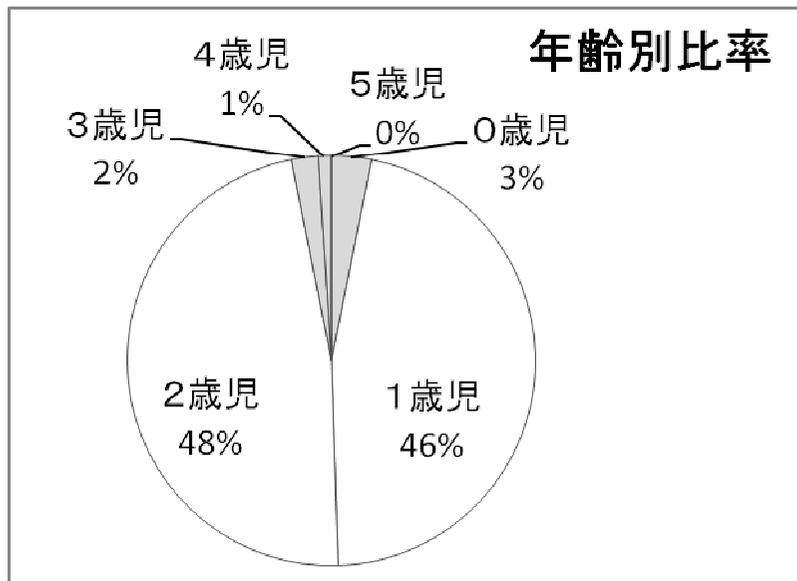
事由	支給認定期間	必要書類等
出産	出産（予定）日から 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	出産（予定）日のわかるもの
疾病、障がい	就学前、又は満 3 歳となる誕生日の前々日まで	医師の意見書
看護、介護	就学前、又は満 3 歳となる誕生日の前々日まで	医師の意見書、介護・看護・付添状況申立書

津市の保育所退所状況について

過去3年間の育児休業取得を利用とした退所件数は次のとおりでした。

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計
平成24年度	2	13	13	28	0	1	0	1	29
平成25年度	0	17	18	35	1	0	0	1	36
平成26年度	1	14	14	29	1	0	0	1	30



退所する児童を年齢別に区分すると、1歳児と2歳児が全体の94%を占めています。1歳児及び2歳児の年間の退所者数は平均して30人程度です。

津市における育児休業取得に伴い保育所退所後の保育所再利用状況について

【平成 24・25 年度において育児休業取得を理由として保育所を退所した子どもの追跡調査（津市）】

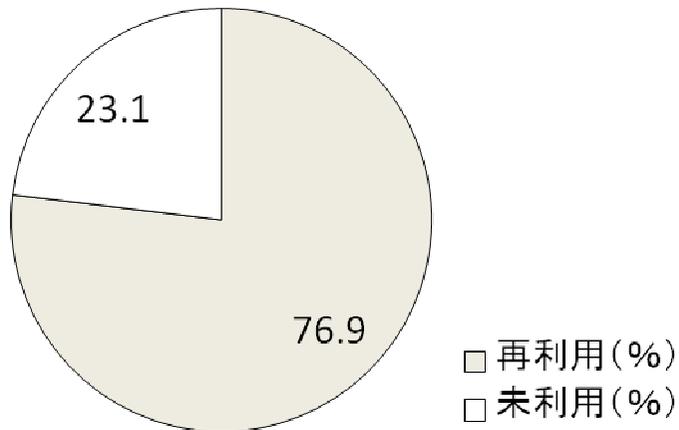
保育所再入所率／76.9%

(内訳)	6ヶ月以内	20.0%	}
	6ヶ月から1年以内	52.0%	
	1年から1年6ヶ月以内	22.0%	

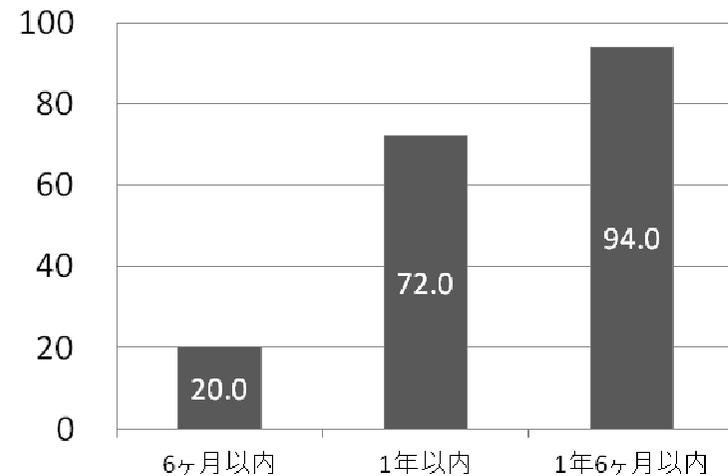
育児休業の繰上

育児休業の延長

保育所再利用状況

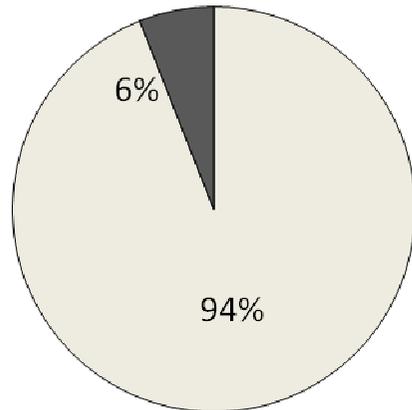


再利用率までの期間とその割合



過去3年間（最大）の追跡調査により、76.9%の児童が保育所等を再び利用しており、そのうち94%の児童が1年6ヶ月以内に利用開始しています。また、再入所月は年度当初である4月が78%を占めています。

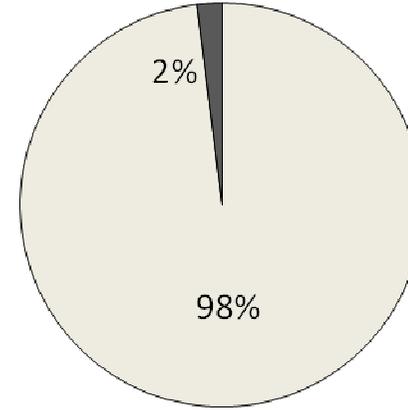
兄弟姉妹の利用開始時期について



N = 50

□ 同時期 ■ 異なる時期

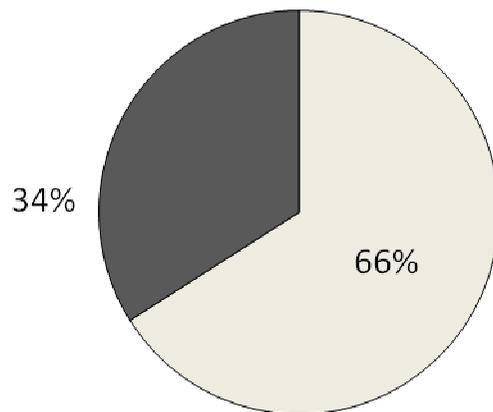
兄弟姉妹の利用施設について



N = 50

□ 同一施設を利用 ■ 異なる施設を利用

再利用時の施設について



N = 50

□ 退所前と同一の施設 ■ 退所前と異なる施設

再度保育所等の施設を利用する場合、兄弟姉妹で同時期に利用開始をする割合は94%、兄弟姉妹で同一施設を利用する割合は98%でした。

また、退所した施設を再度利用する割合は66%となりました。退所前と同じ施設を再度利用しなかったケース（17件）には、市内転居により住所地近くの施設を選択したケース（6件）がありました。転居を伴わない場合（11件）も、いずれも住所地近くの施設を利用しており、利用開始翌年度以降に退所前の施設に転園をしたケースはそのうち1件のみでした。

育児休業取得に係る保育所等の利用に対する意見（津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査より）

平成25年11月に、市内に就学前、小学生の児童を持つ保護者を対象として、津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査を行いました。アンケートの自由記述において、育児休業取得に係る保育所等の利用についていただいた代表的な意見は以下のとおりです。

- 第2子出産にあたって産休、育休をとった際、上の子が3歳に達していないため保育園を退所することになりました。育休中である現在、幼稚園に行っていますが、また保育園に行くことになる場合、子どもがかわいそうな気がします。下の子が1歳になるまでは…okという条件があると働く女性は嬉しいと思います。
- 2歳児未満だと育児休暇中でも退園になってしまうのがいまいち納得できません。出産後に仕事をやめたのであれば家庭で保育をするのは当然ですが、育児休暇がおわればまた必ず保育園に入れる事になるのにどうしてなのでしょう。待機児童の事などもあるのかも知れませんが育児休暇中であれば通い続ける様にするべきだと思う。
- 保育園の2才児クラスに在園中だった第一子が、今年4月に第二子出産した為、津市の決まりで退園しました。育休中、兄妹の時間が良いと思う面もありますが、日中育児を一人で対応する辛さも体感しております。色々な支援があり、利用できそうな時は利用します。しかし来年度仕事復帰する際、今まで第一子が在園していた保育園に、第二子とともに入園希望中ですが、必ずしも同じ園に入れるという保証がないことに強く不安を感じます。
育休中、復帰にむけての母親の精神的不満・不安を少しでも配慮して頂けるなら、途中退園した子、第二子が同じ保育園に入れる保証があれば、ありがたく思います。
- 2人目ができた時、保育園から産休中は退園してほしいと言われ、1年育休があつたのにとれなかった。一番子どもを預かってほしい時に預かってもらえず困った。1年育休があつたのに、途中保育はできないと言われ、4月から入園させた。1年間ゆっくり子育てしたかったのに、すぐに仕事をはじめなくてはいけなかった。子どもを育てにくいと感じました。

平成28年度以降の保育所等の確保体制

3号認定子ども（1、2歳児）の量の見込みと確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,124	2,106	2,087	2,052	2,023
②確保の方策	1,913	2,006	2,087	2,087	2,087
②-①	▲211	▲100	0	35	64

(人)

+93人

津市子ども・子育て支援事業計画より抜粋

- 量の見込み（保育必要量）の算出について

アンケートによるニーズ調査から求められる保育利用意向率を元に平成27年度の量の見込みを算出した場合、約2,200人と示されました。この中には保育の利用開始時期が3歳以降を希望するニーズ（約700人強）も含まれていますが、平成25年度の利用実績を踏まえ、1歳児、2歳児の量の見込みを上記のとおりとしました。また、この量の見込みは、育児休業の取得状況は反映していないため、保育所等の利用を希望する育児休業取得者のニーズも含むものです。

- 確保の方策（保育提供量）について

平成28年度までに確保される保育提供量93人の内訳（2,006人-1,913人）

- （ 私立保育所増改築工事によるもの 12人
- （ 公立保育所整備工事によるもの 11人
- （ 地域型保育事業の認可によるもの 16人（32人）※
- （ 私立・公立保育所による人員配置等改善によるもの 54人（38人）※

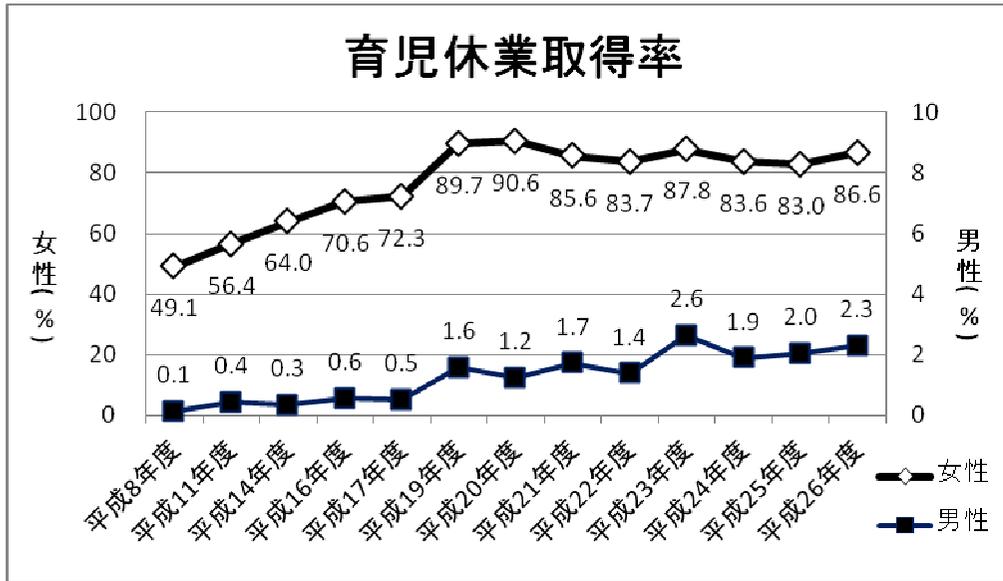
※は地域型保育事業の認可について別途案件の協議が進捗した場合

平成27年度における保育所等利用状況について

	(人)			(人)
	4月1日時点	10月1日時点	確保の方策	3号認定(1,2歳児)
1歳児	894	931	定員の弾力化	1,913
2歳児	1,062	1,083		
計	1,956	2,014		

- 10月1日時点の保育所等を利用する3号認定子ども（1、2歳児） … 2,014人
⇒平成27年度利用定員1,913人に対し、5.3%増の定員の弾力化対応がされています。
- 平成28年度における確保体制について
「①量の見込み」に対して、「②確保の方策」は100人分不足しています。
ただし、確保の方策は各施設における利用定員の計であり、今後新年度にむけ各保育所等の利用定員は変動する可能性があります。
さらに、平成27年度と同様に定員の弾力化対応がされた場合、確保の方策2,006人に対し、2,112人まで受入が可能となる見込みです。(2,006人×5.3%=106人)

全国の育児休業の取得状況について



【平成26年度雇用均等基本調査（速報）（厚生労働省）】

育児休業取得率は増加傾向にあり、平成26年度においては86.6%に到達しています。

子育て環境の社会的背景について

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加などを背景に、保育の量的拡大による待機児童解消、地域の子ども・子育て支援の充実などにより子育て支援制度の一層の充実が求められています。
- 共働き家庭の保護者が仕事と子育て（生活）を両立できる環境を整備するため、その基盤として、保育施設の円滑な利用が図られる必要があります。

近隣市及び三重県内市町の育児休業取得に係る保育所等継続利用について

市町名	条件	今後の予定
四日市市	2歳児クラス以下について原則退所	変更予定なし
鈴鹿市	4歳児クラス以下について原則退所	変更予定なし
松阪市	全年齢について継続利用可	変更予定なし
伊勢市	全年齢について継続利用可	変更予定なし
伊賀市	2歳児クラス以下について原則退所	変更予定なし
亀山市	4歳児クラス以下について原則退所	変更予定なし
名張市	2歳児クラス以下について原則退所	変更予定なし

三重県内29市町のうち、育児休業取得をした場合に退所となるのは18市町、継続可能であるのは11市町です。

育児休業取得による保育所退園を導入した他市の状況

● 埼玉県所沢市（平成27年）

1 保育園に0歳児～2歳児を預けている母親が下の子を出産して育児休業を取った場合、すでに利用している児童を原則退園させる制度は違法だとして退園の仮差し止めを求める申し立てを行ったところ、さいたま地裁は、保育の必要性について申請でき、市が継続を決定すれば退園処分を受けることがないことを理由として却下した。

（7月28日）

2 この所沢市の運用を巡り、すでに利用している児童が退園となった保護者が退園の執行停止を求めた申し立てについて、さいたま地裁は、行政手続法に基づく聴聞をせず不利益処分を行ったとして、運用が違法である可能性を指摘し、退園処分の執行停止を認める決定をした。（9月29日）

育休退園申し立て却下

さいたま地裁 在園継続申請が可能

平成 27 年 7 月 29 日 中日新聞

保育園に〇～二歳児を預けている母親が下の子を出産して育児休業を取った場合、上の子を原則退園させる埼玉県所沢市の「育休退園」制度は違法だとして、母親らが退園の仮差し止めを求めた申し立てについて、さいたま地裁は却下する決定をした。決定は二十三日付。母親らの代理人弁護士が二十八日に記者会見して明らかにした。

決定では、育休を取得する保護者が希望すれば、市に在園継続を申請できることを挙げ「市が継続を決定すれば退園処分を受けることはない」として、申し立てには理由がないと結論づけた。同市の藤本正人市長は「市の主張が認められたと考えている。今後も適正な運用に努めたい」とのコメントを出した。

園での保育を認めている『子ども・子育て支援法』などの法令の解釈を誤っており違法だ」として、制度の運用差し止めを求める行政訴訟も起こしている。

市は今月十六日、原告十世帯のうち二世帯の園児二人の在園継続を認めたがその理由については「個々の事情を考慮した」とするにとどめ、具体的な判断基準は明らかにしていない。

退園の停止認める

さいたま地裁 所沢育休問題

下の子が生まれ育児休業を取得したことを理由に保育園に通う上の子を退園させられたのは違法だとして、埼玉県所沢市に住む母親(30)が市を相手に求めた退園処分の執行停止の申し立てについて、さいたま地裁(志田原

信三裁判長)は30日までに、執行停止を認める決定を出した。退園させられた子は訴訟の判決が出るまで通園できることになった。

原告代理人の原和良弁護士らは、地裁は「不利益な処分を課す場合に行政手続法が定める

「聴聞」が行われていない点で、違法な可能性がある。また、原告のケースでは父母の健康に不安があり退園処分は不当な恐れがある」と判断したと説明。「所沢市の育休退園の制度自体を見直せという判断だ」と評価した。

同市は4月から、下の子が生まれた保護者が育児休業を取得した場合に保育園の〇～2

歳児クラスに通う上の子を退園させる制度を始めている。母親は6月に男児を出産して育児休業を取得したため、8月末で2歳児クラスに通っていた娘が退園させられた。

所沢市は「市として決定文をいたさないといけないので、何とも申し上げることができない」とのコメントを出した。

【山寺香】

平成 27 年 9 月 30 日 毎日新聞